

奨学金

奨学金を貸与します



高等学校、大学、短期大学、高等専門学校および専修学校に平成29年度から進学または現在在学する方（通信制・通信教育を除く）に奨学金を貸与（無利息）します。

○貸与の要件 本人または本人と生計を一にする者が市内に引き続き1年以上居住していること、経済的理由により就学困難であること、ほかの団体から別に学資の貸与を受けていないことなど。

○申込方法 願書などの必要書類を学校教育課へ提出してください。

なお、願書は市役所総合案内で配布しているほか、市公式ホームページ（下記QRコード）からダウンロードできます。



▲QRコード

○申込期限 4月25日(火)

○募集人員 8人程度

※貸与額や償還方法など、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。くかお問い合わせください。

問い合わせ先

学校教育課総務係（豊田支所内）
☎33112（内線550）

会募集

県民交通災害共済に加入しましょう

○県民交通災害共済とは 会員の方が交通事故にあった際、見舞金を支給する助け合い制度です。

○加入資格 市内に居住している方または市内に居住している方の被扶養者で、就学のために市外に居住している方

○会員期間 平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

○会費 1人400円（年額）

○加入方法 お住まいの区を通じてお申し込みください。（2月中旬に申込用紙とチラシが配布されます）市民課または豊田支所地域振興課でも直接申し込みができます。

○手続きの必要が無い方 次の方は、市が手続き（公費負担）しますので、申し込みは不要です。

- ・中学生以下の方（平成14年4月2日以降に生まれた方）
- ・身体障害者手帳の1級から3級をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問い合わせ先

市民課生活交通安全係
☎22111（内線238）
地域振興課市民生活係（豊田支所内）
☎33111（内線131）

開催

公共ホールが果たす役割を考えるつどい

市民誰もが文化芸術活動に参加し、触れ合うことができる環境づくりと文化芸術活動の拠点となる（仮称）



新市民会館の整備を進めることを目的に、「公共ホールが果たす役割を考えるつどい」を開催します。入場は無料ですので、お気軽にお越しください。

私たちの市民会館について一緒に考えましょう



- 期日 2月15日(水)
- 時間 午後6時30分から
- 会場 市民会館ホール
- 内容 市長講演、意見交換

問い合わせ先

文化スポーツ振興課文化振興係
☎(22)2111（内線394）

人権

人権擁護委員が交代しました



長野地方務局飯山支局において、1月1日付で新たに人権擁護委員に就任した湯本正博さん、松樹道真さんに、法務大臣からの委嘱状が伝達されました。委員の任期は3年で平成31年12月31日までです。

また、平成28年12月31日付で退任された小林喜世子さん、長針純香さんには在任中の功績を称え、長野地方務局長からの感謝状が贈られました。

人権擁護委員の職務

市民の皆さんに人権侵害があった場合は、その救済のため調査および情報の収集を行い、長野地方務局への報告、または関係機関に対して告発や勧告を行うなど、適切な処置を講ずることを職務とします。

問い合わせ先

長野地方務局飯山支局
☎0269(2)2302

公共施設の 現状を考える

～中野市を次世代へつなぐために～

公共施設縮減目標 △20% を目指して



公共施設とは

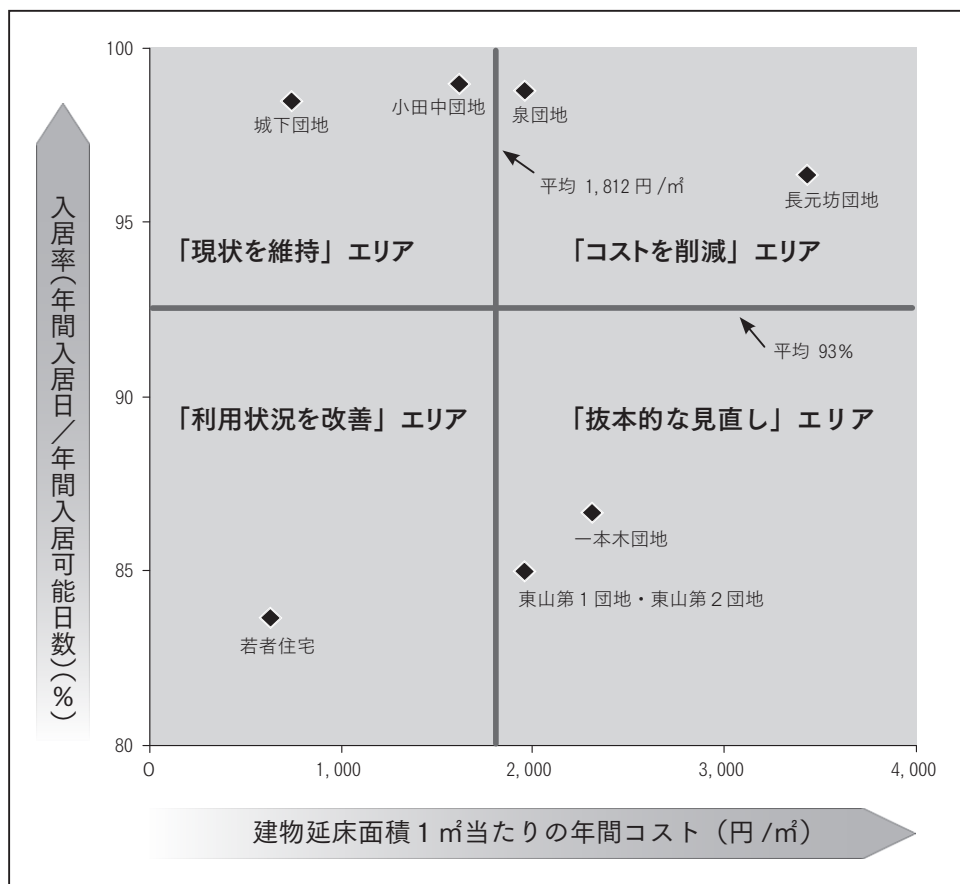
国や地方自治体が建設する施設。中野市公共施設白書では、公民館や図書館など市が保有する建物や、公園など広く市民が利用する施設を対象としています。

問い合わせ先 政策情報課行政管理係

☎(22)2111 (内線401)

施設の現状について、「ポートフォリオ分析」を用いてお知らせします。
今回の分析の対象となる施設は、市営住宅です。

▼市営住宅のポートフォリオ分析



ポートフォリオ分析

対象となる項目に共通する2つの指標の組み合わせにより、その要素が平面上のどのエリアに配置しているかを分析し、重要性の高い項目を抽出する方法

※本分析のエリア分けには、対象施設(類型施設)の平均値を活用する。(施設の分類は、中野市公共施設白書に基づく)

「抜本的な見直し」エリア、「コストを削減」エリア

このエリアに位置する市営住宅(一本木団地、泉団地、東山第1団地・東山第2団地、長元坊団地)は、全て築40年以上経過しており、老朽化が進んでいます。そのため、塗装替工事や屋根瓦ふき替工事に係る費用が発生しています。また、東山団地は他施設と比べ管理戸数が多いため、職員の人件費が多く掛かっています。

今後は、施設の必要性や建物の劣化状態などを考え合わせながら、用途廃止や建替えを検討します。また、建替えにあたっては、利用者のニーズを把握し、適正な管理戸数になるよう努めます。

「利用状況を改善」エリア

本分析は、平成24年度から平成26年度の実績値の平均を用いているため、平成24年度の入居率が61.7%であった若者住宅は「利用状況を改善」エリアに位置しています。

しかし、平成27年度末時点で入居率は100%に達したため、利用状況は改善しています。